

特定非営利活動法人あいあい広場定款

| 1

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人あいあい広場という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を広島県福山市神辺町徳田字原ノ丁1848番に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障害福祉サービス及び障害を持つ人たちに日中活動の場を提供する事業、及び地域の中で豊かに暮らすための様々な領域の援助を進めていく事業を行い、もって障害を持つ人たちの福祉を推進し、障害を持つ人たちと共に生きる市民社会の形成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 人権の擁護または平和の推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 障害福祉サービス事業の運営
- (2) 障害を持つ人、家族等への情報提供事業、相談事業及び家庭生活支援の事業
- (3) 障害を持つ人の地域生活支援の事業
- (4) 障害を持つ人の権利擁護のための事業
- (5) その他、目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員を持って特定非営利活動促進法(以下法という)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び家族
 (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人及団体
 (入会)

第7条 会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

(1) 正会員

- 1、この法人が行う各種事業に積極的に参加することが可能であること
- 2、正会員になろうとするものは、理事長が別に定める入会申込書を理事長に提出するものとする。
- 3、理事長は、第1項に掲げる条件に適合すると認める時は、正当な理由がない限り入会を承諾するものとする。
- 4、理事長は入会を認めない場合は速やかに、理由をつけた書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(2) 賛助会員

賛助会員になろうとするものは、賛助会費とともに、理事長が別に定める入会申込書を理事長に提出するものとする

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2、賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一つに該当するに至った時は、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出した時
- (2) 本人が死亡した時
- (3) 繼続して1年以上会費を滞納した時
- (4) 正会員としての活動を継続できなくなった時
- (5) 除名された時

2、賛助会員が次の各号の一つに該当するに至った時はその資格を喪失する。

- (1) 賛助会員としての会費を納めない時
- (2) 賛助会員としての意志を失った時

(退会)

第10条 正会員、賛助会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 正会員が次の各号の一つに該当するに至った時は、総会の決議により、これを除名することができる。その場合、その正会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
(拠出金品の不返還)

第12条 この法人は、会員及び賛助会員がすでに納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

| 3

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 8~15 人
- (2) 監事 2 人

2、理事のうち、1名を理事長、1名を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は総会において正会員の中から選任する。但し監事については必要があれば、正会員以外のものから選任することを妨げない。

- 2、理事長及び副理事長は理事の互選とする。
- 3、役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは、3 親等以内の親族が1人を越えて含まれたり、または、当該役員ならびにその配偶者及び3 親等以内の親族が役員総数の3 分の1 を越えて含まれることになってはならない。
- 4、監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、会務を総理する。

- 2、理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3、副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故ある時、または理事長が欠けた時は、その職務を代行する
- 4、理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の職務を執る。但し、日常平易な事項は、理事長が専決し、理事会に報告する。
- 5、監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査すること
- (2) この法人の財産状況を監査すること
- (3) 前の2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し、不正の行為または法令、若しくは定款に違反する重大な事実が有ることを発見した場合は、これを総会、または所轄庁に報告すること
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合は総会を招集すること
- (5) 理事の業務執行の状況、またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(役員の任期)

第16条 役員の任期は2年とする。但し、補欠として選任された役員の任期は、前任者の残任期間として、増員により選任された役員の任期は、現任者の残任期間とする。

2、役員は再任されることができる。

3、役員は、辞任し、または任期が満了した場合においても、後任のものが就任するまで | 4
は、その職務を行わなければならない。

4、前各号の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、第1項で
定めている任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長することができ
る。

(欠員の補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を越えるものが欠けた時は、遅滞することなくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する時は、その役員に弁明の機会を与えた上で総会にお
いて出席者の2分の1以上の議決に基づいて解任することができる。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき
- (2) 職務上の義務違反があると認められるとき
- (3) その他役員として相応しくない行為があると認められるとき

(役員の報酬)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で、報酬を受けることができる。

2、役員には、その業務遂行に必要な費用を弁償することができる。

3、前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、定期総会と臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散

- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算ならびにその変更
- (5) 事業報告及び活動計算
- (6) 役員の選任または解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益を持って償還する短期借入金を除く)
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 定期総会は、毎年1回、事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2、臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもつて招集の請求があつたとき
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から請求があつたとき

(総会の招集)

第25条 総会は前条第2項第1号第3項の場合を除いて、理事長が招集する。

2、理事長は前条第2項第1号および第2号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3、総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前迄に、正会員に対して通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第27条 総会においては、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によって、あらかじめ通知された事項とする。

2、総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3、理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合について、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときには、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

(総会における表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2、やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3、前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4、総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

| 6

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の総数及び出席者数(書面表決者または表決委任者がある場合は、その数を付記する)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2、議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名が署名押印しなければならない。
- 3、前2項の規定にかかわらず、正会員が書面により同意の意思を表示したことにより、総会の決議があつたものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1)総会があつたものとみなされた事項の内容
 - (2)前号の事項の提案をした者の氏名または名称
 - (3)総会の決議があつたものとみなされた日
 - (4)議事録の作成に係る職務を行う者の氏名

第6章 理事会

(理事会の構成)

第31条 理事会は理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会はこの定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき、理事長は、速やかに理事会を招集しなければならない。17
- (3) 第15条5項5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2、理事長は前条2号ならびに3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3、理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は理事長がこれにあたる。但し、理事長に支障ある時は、副理事長またはその指名する理事がこれにあたる。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条3項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

- 2、理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3、監事は理事会に出席して意見を述べることができるものとする。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2、やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3、前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4、理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決にあたっては、その旨を付記すること)
- (3) 審議事項

- (4) 議事の経過の概要及び議決結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2、議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が署名、押印しなければならない。

| 8

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものを持って構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品及助成金
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及び活動予算は、理事会で作成し、総会の議決を経なければならぬ。

(暫定予算)

第45条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により、予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2、前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過または予算外の支出に当てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2、予備費を使用するときは、理事会の表決を経なければならない。

(予算の追加及び更生)

第47条 予算作成後にやむ得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、規定予算の追加または更生をすることができる。

(事業報告及び決算)

| 9

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2、決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる

(臨機の措置)

第50条 予算を持って定めるもののほか、借入金の借入その他、新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、法令の規定によるほか、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に関わる事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立認証の取消

2、前項第1号の事由により、この法人が解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3、第1項第2号の事由にて解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の処分)

第53条 この法人を解散(合併または破産手続開始の決定による解散は除く)するときに残存す

る財産は、総会において出席した正会員の半数以上の議決を経て選定された特定非営利活動法人または公益財団法人または公益社団法人に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

| 10

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するともに、官報に掲載して行うただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雜則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1、この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2、この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

理事長	青山 みすず
副理事長	吉次 幸子
理事	石突 紗子
同	瀬尾 淳子
同	寺田 信
同	西岡 順子
同	馬場 富子
同	塩出 悅嗣
同	高谷 由美子
同	池田 信江
同	岡 紀子
監事	木原 正和
同	山口 篤美

- 3、この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定に関わらず、設立の日から平

成15年3月31日までとする。

- 4、この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5、この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成15年3月31日までとする。
- 6、この法人の設立当初の会費は、次に掲げる額とする。

| 11

正会員	会費月額	1000円
賛助会員	会費年額(一口)	1000円

この写しは、原本と相違ないことを証明する。

2019 年 8 月 17 日

名称 特定非営利活動法人 あいあい広場
代表者 広島県福山市沖野上町六丁目17番4号

氏名 五 山 まつ あす あ 